

太田市民間老人福祉施設整備費償還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉の向上を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）が、資金を借り入れて老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）の整備事業を実施した場合、その補助については太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助対象は、法人が旧太田市、旧尾島町及び旧新田町の方針に基づいて実施した老人福祉施設の整備事業で、独立行政法人福祉医療機構及び社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「事業団等」という。）から借り入れた貸付対象経費のうちの建設資金及び設備備品整備資金（以下「建築資金等」という。）の償還金又は事業団から借り入れた資金の利子とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(不適切な運営)

第4条 県が不適正な運営に係る事案を認定した場合、又は市が次に掲げる事案を確認した場合、市長は、必要な改善措置を採るよう法人を指導することとし、改善が図られないと明らかに認められた場合は、当該事案を不適正な運営に係る事案として認定する。

- (1) 施設利用者に対する著しく不適切な処遇
- (2) 故意又は重大な過失による不適正な財務会計処理又はその疑いが強く認められるもの
- (3) 長期にわたる不適正な財務会計処理又はその疑いが強く認められるもの
- (4) その他法人等又は施設の運営上著しく不適切と認められるもの

(適用除外)

第5条 市長は、前条に定める法人の不適切な運営に係る事案を認定した場合は、必要な改善措置が採られるまでの間、当該法人が行う第2条に定める事業を補助対象外として取り扱う。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市民間老人福祉施設整備費償還補助金交付要綱(平成13年4月1日太田市制定)、特別養護老人ホーム整備費補助金交付要綱(平成6年12月14日尾島町制定)、ケアハウス愛楽園建設借入金償還助成金交付要綱(平成6年4月1日尾島町制定)又は特別養護老人ホーム愛光園建設資金利子補給要綱(平成6年4月1日新田町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

老人福祉施設の区分		補 助 額
旧太田市の老人福祉施設	特別養護老人ホーム分	事業団等から借り入れた建設資金等の元金償還金の4分の1を限度とし、借り入れ時に定められた年次別の償還元金に応じてその償還年度に補助するものとする。
	特別養護老人ホーム以外の老人福祉施設分	事業団等から借り入れた建設資金等の元金償還金の4分の3を限度とし、借り入れ時に定められた年次別の償還元金に応じてその償還年度に補助するものとする。
旧尾島町の老人福祉施設	軽費老人ホーム分 (ケアハウス愛楽園)	元金償還金の2分の1とし、借り入れ時に定められた年次別の償還元金に応じてその償還年度に補助するものとする。
	特別養護老人ホーム分 (清和荘)	元金償還金及び利子（県費補助額を除く。）の4分の1を限度とし、借り入れ時に定められた年次別の償還元金に応じてその償還年度に補助するものとする。
	特別養護老人ホーム以外の老人福祉施設分 (清和荘)	元金償還金及び利子（県費補助額を除く。）の2分の1を限度とし、借り入れ時に定められた年次別の償還元金に応じてその償還年度に補助するものとする。
	特別養護老人ホーム増床分 (清和荘)	その年度において支払った利子（県費補助額を除く。）の合計額の4分の1を限度とし、補助するものとする。
	特別養護老人ホーム以外の老人福祉施設増床分 (清和荘)	その年度において支払った利子（県費補助額を除く。）の合計額の2分の1を限度とし、補助するものとする。
旧新田町の老人福祉施設	その年度において支払った利子（県費補助額を除く。）の合計額とし、補助するものとする。	